

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人あすたむ舎（以下、「当法人」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう
- (4) 評議員とは、定款第10条に置かれる者をいう
- (5) 相談役とは、定款第37条に置かれる者をいう
- (6) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年500万円以内を限度として支給する。
- 3 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員及び評議員は、この法人の理事会及び評議員会に出席したとき又は監査業務等を実施したときに報酬及び費用を支給することができる。
- 5 役員及び評議員には、賞与及び退職金は支給しない。
- 6 役員及び評議員のうち、株式会社ニックに所属する役職員は無報酬とする。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の非常勤役員及び評議員の前条第4項の報酬額は、次の通りとする。

- 2 非常勤役員の報酬の額は、理事会、評議員会に出席した場合、一人一日につき2万円とし、監事が監査業務を実施したときは、年次監査報告1回につき2万円とする。
- 3 評議員の報酬の額は、評議員会に出席の場合、一人一日につき2万円とする。

(報酬の支払い方法)

第5条 役員及び評議員の報酬は、直接本人に支払うものとする。ただし法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬の金額からその金額を控除して支払う

ものとする。

(費用)

第6条 当法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月3日から施行する。